



令和2年1月から新型コロナウイルス感染症は、我が国でも広がりを見せ、4月に緊急事態宣言が発出され、その後感染者数が減少したが、夏以降、再び感染者数の増加が見られ、未だ収束の目処がつかない状況にあります。新型コロナウイルス感染症の予防対策を地域で徹底し、医療崩壊を留めることが重要とされています。在宅医療に関わる訪問看護ステーションの訪問看護師が、感染した場合、重症化するケースが多いとされる高齢者他、糖尿病等基礎疾患がある者やご家族が安心した生活を継続できるよう支援するためには、安全確保の充実が必須です。

また、超高齢社会を超え、全世代の人々に対応できる医療・介護の体制づくりが急務とされています。今後、医療的ケアを必要とする在宅療養者が急増することが見込まれる状況の中で、訪問看護の利用者は小児をはじめ、がん、神経難病、精神疾患等が増え、そのニーズは増加、多様化、複雑化している現状です。このような中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護は、国民にとって最も重要なサービスであり、そのサービスを中心的に担うのが訪問看護師です。医療ニーズが高い方でも、病院ではなく、在宅生活を基盤として、訪問看護師による多機能なサービスの提供を受けることで、地域での生活を継続することができます。

高齢者が増加し、生産年齢人口が減少する中、国民が安心して生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築や「地域共生社会」を実現するため、在宅医療が推進されています。そのためには、在宅医療サービスの一つである「訪問看護サービス」の充実が必要であり、以下を要望します。

## 重点要望

- I. 新型コロナウイルス感染症対応における
  - ・ 衛生材料および個人防護具等の優先供給
  - ・ 訪問看護ステーションの存続に対する支援の充実
- II. 訪問看護師等の早急で大幅な人材確保と業務環境の整備
- III. 地域包括ケアの実現を目指した、訪問看護ステーションの大規模化・多機能化の促進
- IV. 医療的ケア児や重症心身障がい児などとその家族が、安心して在宅生活を送ることができる仕組みづくりへの支援
- V. 在宅ケアにおける事故報告システムの開発
- VI. 訪問看護におけるICT活用促進への支援

# 重点要望

## I. 新型コロナウイルス感染症対応における、衛生材料および個人防護具の優先供給と訪問看護ステーションの存続に対する支援の充実

新型コロナウイルス感染症拡大下においても、訪問看護ステーションは、在宅療養者や家族が安心して生活が続けられるよう、保健所など関係機関と連携しながら訪問看護サービスを提供している。緊急事態宣言後、地域における通所サービスなどの縮小などにより、在宅療養者の健康管理が行える訪問看護への期待はさらに拡大している。しかし、訪問看護ステーションにおいて、新型コロナウイルス感染予防策を講じつつ訪問看護サービスを提供するために必要な、マスク・消毒薬・グローブ・ガウン等の備蓄量が限られており、新たに入手することが困難な状況にある。また、感染経路不明の市中感染者が増加し、軽症の新型コロナウイルス感染者の在宅療養が要請される中においては、訪問看護の現場における感染予防のための個人防護具や消毒薬はさらに必要となる。

以上の状況から、訪問看護師が安全に訪問看護を提供するためには、①サージカルマスク、②手指消毒用アルコール、③使い捨てガウン、④ゴーグル、⑤使い捨てエプロン、⑥使い捨て手袋、⑦使い捨てキャップ、⑧使い捨て足カバー、⑨ペーパータオルが必要であり、訪問看護事業所に早急に、優先供給していただきたい。

また、在宅療養支援は、多職種でチームとして関わるため、地域の介護職や障害者施設スタッフへの感染対策の情報共有なども訪問看護師の重要な役割であり、地域で活動ができるよう支援いただきたい。

さらに、訪問看護事業所は、前記の物品を確保するための費用やそのための時間確保のために、資金的な負担も増大している。また、新型コロナウイルス感染症に対する不安から、訪問看護が必要な利用者や家族から訪問看護の頻度を減らしたり、一時的利用を控える事例を認め、収入が安定しておらず、人件費や賃貸等の資金繰りに困難をきたすことが今後予測される。訪問看護事業所の事業継続が困難になった場合、事業継続のための無利子の資金的援助が受けられるよう、早急に体制を整備していただきたい。

## II. 訪問看護師等の早急で大幅な人材確保と業務環境の整備

医療ニーズの高い要介護者（ターミナルケアを含む）や超重症児等の患者・利用者が急増するなか、それらの方々の地域での生活を支える地域包括ケアの構築に、訪問看護師が中心的な役割を果たし、質の高い訪問看護が求められている。

訪問看護が必要な方々に、十分にかつ安定的に供給できるよう、厚労省 医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会では、2025年に訪問看護師を12万人に増員することが策定された。その実現に向けた取り組みを強化していただきたい。

同時に、働き方改革に基づき、全国の訪問看護師が生き生きと働けるような勤務環境を整備していただきたい。訪問看護では、一人で訪問することが主であり、さまざまなハラスメント対策や地域の環境に沿った駐車ルールの簡略化などを含めた整備などを強化していただきたい。

※日本看護協会・日本訪問看護財団・全国訪問看護事業協会の三団体では、2025年までに現在の約3倍程度（15万人）を目標とするよう提案している。

### **Ⅲ. 地域包括ケアの実現を目指した、訪問看護ステーションの大規模化・多機能化の促進**

地域包括ケアの実現を目指し、訪問看護事業・関連事業では、「機能強化型訪問看護ステーション」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護」などが地域の実情に合わせて設置され、その機能の強化と量的確保が推進されている。また、地域包括ケアでは、多職種連携が必須であり、効果的な多職種連携を実践するためには、一つの事業所で、利用者や家族、地域を含めた総合的な支援を行える訪問看護ステーションが必要となる。また、訪問看護ステーションは、1ステーションあたり従事者が、訪問看護師の常勤換算5.3人りと小規模であり、近隣地域の訪問看護ステーション同士が協力をを行い、効果的な訪問看護サービスが提供できることにより、多様性のある利用者の暮らしを支えることができる。

以上の体制を整え、看護の機能が最大限に発揮できるよう、訪問看護ステーションの大規模化・多機能化の促進を支援していただきたい。

1)平成30年介護サービス施設・事業所調査(厚労省 統計情報部)

### **Ⅳ. 医療的ケア児や重症心身障がい児などとその家族が、安心して在宅生活を送ることができる仕組みづくりへの支援**

医療的ケア児など、NICU等に長期入院後、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、在宅療養を送る児が増加している。そのような中、小児訪問看護利用者も年々増加しており、18,774人(令和元年)の小児に訪問看護を提供し、小児と養育するご家族にも安全に生活ができるための支援を行っている。

「訪問看護アクションプラン2025」では、小児の訪問看護の機能拡大として、学校・作業所への訪問看護の提供や、訪問看護の質の向上として、重度心身障がい児やNICUからの退院児に十分な対応ができるようにすることを掲げている。また、医療的ケア児や重症心身障がい児などとその家族が安心して、在宅療養を継続するためには、教育・福祉・医療の連携が必要であり、文部科学省と厚生労働省では、連携強化に向けた取組が検討されている。

現在、訪問看護サービスの提供は居宅に限られているため、保育園・幼稚園・学校等や児童養護施設・放課後デイサービス・作業所等への訪問が可能となるような新たな仕組みづくりへの支援をしていただきたい。

さらに、小児に止まらず、障害者の方など全ての人の生活の基盤として地域共生社会の実現に訪問看護サービスも参画できるよう体制を整備いただきたい。

### **Ⅴ. 在宅ケアにおける事故報告システムの開発**

在宅医療が推進される中、医療依存度の高い在宅療養者が増加している。しかし、在宅ケアの場面で発生した事故・インシデント等の報告や集積については、各事業所任せになっているところがほとんどである。それらの事故・インシデントを、全国規模で集積・分析・対応・改善策に取り組むような仕組みを構築していくことが急務である。

在宅ケアに関連した事故を防ぎ、在宅療養者がより安心・安全に生活でき、支援者である訪問看護師も安全なサービス提供ができることを目的に、全国的に活用できる「在宅ケアにおける事故報告システム開発」のための資金面の支援や普及のための制度化について推進していただきたい。

## VI. 訪問看護における ICT 活用促進への支援

コロナ禍において、訪問看護に限らず、ICT 活用は、必須な状況である。看護に必要な ICT の活用は、「レセプト請求などの事務作業」「訪問看護記録などの訪問看護業務」「質の向上のためのデータ化」「地域の関係機関との連携」などである。しかし、病院などの医療施設に比べ、訪問看護ステーションにおける ICT の活用は遅れている。地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の中で多職種が情報を共有し連携を密にする時代に合わせて、記録や情報提供のために ICT を活用することは重要である。

医療保険におけるレセプトの電子化については、医療機関・薬局はシステム化されている。訪問看護レセプトの電子化やオンラインによる請求システムの構築は、現在進められているが、全ての訪問看護ステーションが実現できるよう支援していただきたい。

効率的で効果的な訪問看護サービスの提供と多職種との情報共有を推進するために、資金面の支援やネットワークシステムの普及啓発など、訪問看護における ICT 活用への支援策を検討し、実施していただきたい。

さらに、現在、オンライン診療が推進されている。在宅療養者が安心して生活できるよう、医師だけでなく、訪問看護師による電話相談やオンラインでの病状観察・アセスメントなど、様々な ICT 活用を推進していただきたい。

※全国訪問看護事業協会調査

|                 |        |              |             |
|-----------------|--------|--------------|-------------|
| 訪問看護記録（日々の訪問記録） | 手書き    | 75.4%(2009)→ | 56.9%(2018) |
|                 | ICT 活用 | 23.0%(2009)→ | 38.6%(2018) |